

2 滅失した戸籍データの再製データの作成

東日本大震災の津波被害により庁舎に壊滅的な被害を受けた宮城県女川町及び南三陸町並びに岩手県陸前高田市及び大槌町の4市町において、戸籍データ（コンピュータに記録した磁気データ）が滅失しました。

本来であればその市町において滅失した戸籍データの再製を行わなければならないところ、被災した市町では、震災直後、震災関連事務の増大により、戸籍データの再製に直ちに着手できる状況になく、戸籍データの再製が迅速に行われなかったことにより被災者が各種手続等を行うことができなくなるなどの弊害が懸念されたことから、法務局において、迅速に戸籍データを再製し、被災した4市町に提供しました。



津波により戸籍データを記録したサーバが水没し、データが滅失してしまいました。



法務局が提供した戸籍再製データにより、戸籍事務が再開されました。

局名	管轄支局名	被災市町名	滅失戸籍数	備考
仙 台	気仙沼支局	南三陸町	9,807	戸籍副本(磁気データ)は平成22年3月31日時点までの記録
	石巻支局	女川町	6,051	戸籍副本(磁気データ)は平成22年3月31日時点までの記録
盛 岡	水沢支局	陸前高田市	13,788	戸籍副本(磁気データ)は平成22年3月31日時点までの記録
	宮古支局	大槌町	8,976	戸籍副本(磁気データ)は平成22年3月31日時点までの記録
計			38,622	

- ◎ 戸籍再製作業開始(平成23年4月1日)
- ◎ 戸籍再製データ引渡(平成23年4月25日)
- ◎ 戸籍システム再稼働

女川町	平成23年5月6日
南三陸町	平成23年5月23日
陸前高田市	平成23年5月16日
大槌町	平成23年5月2日

- ◎ 法務局へ送付未了の戸籍届書に関する取扱いについて
法務局へ送付未了で滅失した届書に係る身分変動については、関係者からの申出等に基づき市町村長の職権により戸籍に記載した。